

岐阜県公報

号外 (12) 令和八年四月一日

規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第六十三号

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式裏面注第十二号、別記第一号様式の二裏面注第十三号、別記第二号様式裏面注第九号及び別記第四号様式表面注中、「**岐阜県知事**」を「**県事務所長**」を「**岐阜県知事**」を「**県事務所長**」と、岐阜地域環境事務所長に提出する場合には「**岐阜県知事**」を「**岐阜地域環境事務所長**」と改める。

別記第五号様式注に次のように加える。
6 県事務所長に提出する場合には「**岐阜県知事**」を「**県事務所長**」と、岐阜地域環境事務所長に提出する場合には「**岐阜県知事**」を「**岐阜地域環境事務所長**」と記載すること。

別記第七号様式注第一号、別記第八号様式注及び別記第九号様式注第二号中、「**岐阜県知事**」を「**県事務所長**」を「**岐阜県知事**」を「**県事務所長**」と、岐阜地域環境事務所長に提出する場合には「**岐阜県知事**」を「**岐阜地域環境事務所長**」と改める。

目次

規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課) 一

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 二

岐阜県医学学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県岐阜地域環境事務所で使用する公印 (環境生活政策課) 三

廃棄物処理業許可に係る欠格要件照会に使用する岐阜県知事印 (廃棄物対策課) 三

訓令

岐阜県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令 (管財課) 四

注

- 1 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置をしようとする場合は、次に掲げる資料を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした図面（縮尺1：50,000以上の地形図）
 - (2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした図面
 - 2 県事務所に提出する場合には「岐阜県知事」を「県事務局長」と、岐阜地域環境事務所長に提出する場合には「岐阜県知事」を「岐阜地域環境事務所長」と記載すること。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十四号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中

- 「（県事務所の所管区域にあっては、県事務局長）」を
「（県事務所の所管区域にあっては県事務局長、
岐阜地域環境事務所長の所管区域にあっては
岐阜地域環境事務所長
別記第三号様式中
岐阜県知事
（県事務所の所管区域にあっては、県事務局長）」と改める。
- 印
を

「岐阜県知事 印

- 「県事務所の所管区域にあっては県事務局長、
岐阜地域環境事務所長の所管区域にあっては
岐阜地域環境事務所長
別記第五号様式及び別記第六号様式中
（県事務所の所管区域にあっては、県事務局長）」を
「（県事務所の所管区域にあっては県事務局長、
岐阜地域環境事務所長の所管区域にあっては
岐阜地域環境事務所長
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十五号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

- 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和五十一年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
 - 第八条第二項中「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付し」に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十一条の二」に改める。
 - 別表第二看護師三年課程の項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十六号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条第一項中「次条第六項又は第七項」を「次条第七項又は第八項」に改める。
- 第十四条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 借受人（前項の表第一種修学資金の項第一号に掲げる者に限る。）であつて、同号に規定する知事が指定する医療機関等において勤務する期間のうち二年以上の期間知事が特に指定する医療機関等において勤務したものに係る前項の規定の適用については、同号中「七分の四」とあるのは、「七分の三」とする。

第十四条の二中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。
別記第九号様式の二中「~~第14条第6項~~」を「~~第14条第7項~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

3 岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則（平成三十一年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第一種修学資金の借受人であつて、改正前の第十四条第一項の表第一種修学資金の項（以下「第一種修学資金の項」という。）に規定する知事が指定する医療機関等において勤務する期間のうち二年以上の期間知事が特に指定

する医療機関において勤務したものに係る改正前の第十四条第一項の規定の適用については、第一種修学資金の項中「三分の二」とあるのは、「九分の五」とする。

告 示

岐阜県告示第二百二十四号

岐阜県岐阜地域環境事務所で使用する公印を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 印影



書 体 てん書
大 小 二十五ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県岐阜地域環境事務所長

岐阜県告示第二百二十五号

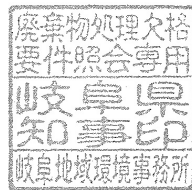
廃棄物処理業許可に係る欠格要件照会に使用する岐阜県知事印を次のように定め、令和八年四月一日から使用する。

なお、廃棄物処理業許可に係る欠格要件照会に使用する岐阜県知事印に関する告示（平成二十五年岐阜県告示第二百十三号）は、令和八年四月一日から廃止する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 印影



書体 やまと古字
大きさ 三十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県岐阜地域環境事務所長

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般
各現地機関

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表知事及び副知事の専用自動車の項中「秘書課長」を「秘書広報課長」に改める。

第五条第一項の表知事及び副知事の専用自動車の項中「秘書課管理調整監」を「秘書広報課管理調整監」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社